

人の健康に係る項目

法規制等の記号の意味は次のとおり

水道法: 水質基準項目 水質管理目標設定項目 要検討項目 ()はジチオカルバメート系農薬で指定されていることを示す

化審法: 第一種(又は第二種)特定化学物質 優先評価物質(人健康)

化管法: 第一種(又は第二種)指定化学物質(経口慢性毒性又はCMRが選定理由のものに限る)

WHO: WHO飲料水質ガイドライン(第4版)でガイドライン値が設定されているもの

EPA水質クライテリア: 人健康に係る基準が定められているもの

EU水質基準: 水質基準値が定められているもの

EU高懸念物質: 高懸念物質として選定されているもの

専門家判断: 専門家判断により追加した物質

「初期リスク評価書の評価」の「」は、環境省環境リスク初期評価書(人健康)の経口の曝露経路の評価で「現時点で作業の必要はないと考えられる」と判定された物質

製造輸入量の出典は次のとおり

化審法届出: 年度の記載がないものは化審法の届出(H23)に基づく。H23以外は年度を記載。

経産省調査: 化学物質の製造・輸入量に関する実態調査(H19)に基づく。H19以外は年度を記載。

化管法区分: 平成21年施行令改正で対象物質を選定した際の製造・輸入量の区分を示す。改正前の物質の情報は「H21改正前」と記載。

化学商品: 16313の化学商品(化学工業日報社、2013版)に基づく

鉱物資源: 鉱物資源マテリアルフロー((独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構)の国内需要量(金属換算)の数値

農薬要覧: 農薬要覧(2013)((一社)植物防疫協会)に基づく、原体の「国内製造量+輸入量-輸出量」

「水環境での検出」の「」は要調査項目存在状況調査(H11～H24)等において、検出率(地点数)が0%であることを意味する。

要調査項目番号	項目名	法規制等への該当状況								初期リスク評価書の評価	製造・輸入量等		水環境中での検出	参考		備考	
		水道	化審法	化管法	WHO	EPA水質クライテリア	EU水質基準	EU高懸念物質	専門家判断		専門家判断理由	製造・輸入量等(t/年)		出典	現行の要調査項目		農薬
1	亜塩素酸及びその塩											1000～1万	経産省調査				製造輸入量: 亜塩素酸ナトリウムとして
2	アクリルアミド									水道水源で検出事例がある		50,000	化審法届出				
4	アクリル酸エステル類											20万	化学商品(2011)				化審法: メチル、エチル 化管法: エチル、メチル、2-(ジメチルアミノ)エチル、2-ヒドロキシエチル、n-ブチル
6	アセトアルデヒド											60,000	化審法届出				
7	アセトン											50万	化学商品(2011)				
9	アセフェート											319	農薬要覧				
10	2-アミノピリジン									水環境中での検出率が50%以上のデータがあるもののうち、ここ十数年で測定されたもの、あるいは現在でも曝露のおそれが高い		10～100	化管法区分(H21改正前)				
15	イソデカノール											40,000	化学商品(2011)				
16	イソブチルアルデヒド											60,000	化審法届出				製造輸入量: アルカノール(C=4～19)として
17	2-イソブトキシエタノール											30,000	化審法届出				
18	イソブレン											10万	化審法届出				
20	イソホロン(別名: 3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセ-1-オン)											1,000	化審法届出				
23	イミノクタジンアルベシル酸塩											273	農薬要覧				
24	エチルチオメトン											127	農薬要覧				
25	2-エチルヘキサノ酸											4,000	化学商品(2011)				
26	エチレングリコール(別名: 1,2-エタンジオール)											60万	化審法届出				
27	エチレングリコールモノアルキルエーテル及びアセテート類											20,000	化審法届出				製造輸入量: エチレングリコールモノメチルエーテルとして 化審法: メチル、ブチル、酢酸2-ブトキシエチル EU高懸念物質: モノメチル、モノエチル
30	2-(2-エトキシエトキシ)エタノール											40,000	化審法届出				製造輸入量: ジエチレングリコールモノアルキル(C=1～4)エーテルとして

要調査項目番号	項目名	法規制等への該当状況								初期リスク評価書の評価	製造・輸入量等		水環境中での検出	参考		備考
		水道	化審法	化管法	WHO	EPA水質クライテリア	EU水質基準	EU高懸念物質	専門家判断		専門家判断理由	製造・輸入量等(t/年)		出典	現行の要調査項目	
32	塩化エチル(別名:クロロエタン)										2,000	化審法届出				
33	塩化パラフィン										5,000	化審法届出				製造輸入量:塩化ノルマルパラフィン(C8~22)として EU高懸念物質:炭素数10~13
34	塩化メチル										40,000	化審法届出				
35	塩素酸及びその塩										10万~100万	経産省調査				製造輸入量:塩素酸ナトリウムとして
36	1-オクタノール										30万	化学商品(2011)				
37	オリサストロピン										148	農薬要覧				
38	過塩素酸及びその塩								河川水及び末端給水から検出事例がある		<1,000	化審法届出				製造輸入量:過塩素酸として
41	カルボフラン								水道の浄水からの検出事例がある		不明					
42	キザロホップエチル										101	農薬要覧				
43	ギ酸										6,000	化審法届出				
44	キャブタン										300	農薬要覧				
46	グリホサート										555	農薬要覧				
47	グルホシネート										657	農薬要覧				
50	クロルピリホス										115	農薬要覧				
51	クロロアニリン類										2,000	化審法届出				製造輸入量:o-クロロアニリンとして
53	クロロ酢酸類										5,000	化審法届出				製造輸入量:クロロ酢酸ナトリウムとして 水道:モノ、ジ、トリ- 化審法:モノ 化管法:モノ、トリ- WHO:モノ、トリ-
54	クロロニトロベンゼン類										5,000	化審法届出				製造輸入量:p-クロロニトロベンゼンとして
55	コバルト及びその化合物										10,000	鉱物資源				製造輸入量:国内需要量(金属換算)として
56	酢酸ビニル										40万	化審法届出				
58	酸化プロピレン(別名:プロピレンオキシド、1,2-エポキシプロパン)										40万	化審法届出				
59	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム										6,000	化審法届出				製造輸入量:ジクロロイソシアヌル酸塩(K,Na)として 残留塩素の名称で要調査項目リストには掲載
60	シアナジン								水道の原水からの検出事例がある		<100	農薬要覧				
61	シアナミド										548	農薬要覧				
62	ジウロン(別名:DCMU)								船底塗料等防汚剤としての使用があり、通年の検出率が高い		<100	農薬要覧				
63	ジエタノールアミン										20,000	化審法届出				
64	1,3-ジオキサラン										2,000	化審法届出				
65	シクロヘキサノン										50,000	化審法届出				
68	ジクロベニル(別名:DBN)								水道の浄水からの検出事例がある		174	農薬要覧				
70	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名:2,4-D)										160	農薬要覧				
71	1,3-ジクロロ-2-プロパノール								水環境中での検出率が50%以上のデータがあるもののうち、ここ数十年で測定されたもの、あるいは現在でも曝露のおそれが高い		<1,000	化審法届出				製造輸入量:モノ(又はジ、トリ)プロモ(又はクロロ)アルカノール(C2~5)として
74	2,4-ジニトロフェノール								水環境中での検出率が50%以上のデータがあるもののうち、ここ数十年で測定されたもの、あるいは現在でも曝露のおそれが高いと判断した物質		<1,000	化審法届出				製造輸入量:2,4-ジニトロフェノール(及びNa塩)として
75	ジネブ	()							ジラム等との合算評価対象		不明					

要調査 項目 番号	項目名	法規制等への該当状況								初期リス ク評価書 の評価	製造・輸入量等		水環 境中 での 検出	参考		備考
		水道	化審 法	化管 法	WHO	EPA水 質クラ イテリ ア	EU 水質 基準	EU高 懸念 物質	専門 家 判 断		専門 家 判 断 理 由	製造・輸入 量等 (t/年)		出典	現 行 の 要 調 査 項 目	
77	シハロホップチル										852	農薬要覧				
81	ジブチルスズ化合物										1,000	化審法届出				製造輸入量:ジブチルスズオキサイドとして 水道:有機スズ
84	ジベンジルトルエン								水環境中での検出率が50% 以上のデータがあるもののう ち、ここ数十年で測定された もの、あるいは現在でも曝露 のおそれが高い		< 1,000	化審法届出				製造輸入量:ジベンジルトルエンとして
86	N,N-ジメチルアセトアミド										10,000	化審法届出				
87	N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミ ド										1,000	化審法届出				製造輸入量:ステアリン酸ジメチルアミノプロピルアミドと して
88	ジメチルアミン										20,000	化審法届出				
92	N,N-ジメチルプロパン-1,3-ジイルジア ミン										4,000	化審法届出				製造輸入量:N,N-ジアルキル(C1~2)アミノアルキ ル(C2~3)アミンとして
93	ジメチルホルムアミド										30,000	化審法届出				製造輸入量:N,N-ジメチルホルムアミド
94	シメトリン								河川への流出率が高く、比 較的残留性が高い水道の 原水からの検出事例があ る。		< 100	農薬要覧				
96	臭素酸及びその塩								水道原水や浄水から検出事 例ある		100 ~ 1000	経産省調査				製造輸入量:臭素酸ナトリウムとして
97	ジラム	()									133	農薬要覧				
98	ジルコニウム及びその化合物										20,000	化審法届出				製造輸入量:酸化ジルコニウムとして
99	水酸化テトラメチルアンモニウム										8,000	化審法届出				
100	セリウム及びその化合物								水環境中での検出率が50% 以上のデータがあるもののう ち、ここ数十年で測定された もの、あるいは現在でも曝露 のおそれが高い		10,000	鉱物資源 (2010)				製造輸入量:国内需要量(金属換算)として
101	ダイムロン										199	農薬要覧				
102	タリウム及びその化合物								水環境中での検出率が50% 以上のデータがあるもののう ち、ここ数十年で測定された もの、あるいは現在でも曝露 のおそれが高い		1 ~ 10	化管法区分 (H21改正前)				
104	チアジニル										178	農薬要覧				
106	チオウレア										4,000	化審法届出				
108	チオファネートメチル										606	農薬要覧				
114	テブコナゾール										114	農薬要覧				
115	テフリルトリオン								水道の原水からの検出事 例がある		137	農薬要覧				
116	テレフタル酸ジメチル										10万	化審法届出				
117	テレフタル酸										70万	化審法届出				
118	銅及びその化合物										100万	鉱物資源 (2011)				化審法:ピス(2-スルフィドピリジン-1-オラト)銅 製造輸入量:国内需要量(金属換算)として
122	トリエタノールアミン										10,000	化審法届出				
123	トリエチレングリコールジメチルエーテル										20,000	化審法届出				製造輸入量:ポリオキシアルキレン(C=2~3)ジアルキ ル(又はアルケニル)(C=1~5)エーテル(n=1~15 0)として

要調査項目番号	項目名	法規制等への該当状況								初期リスク評価書の評価	製造・輸入量等		水環境中の検出	参考		備考
		水道	化審法	化管法	WHO	EPA水質クリテリア	EU水質基準	EU高懸念物質	専門家判断		専門家判断理由	製造・輸入量等(t/年)		出典	現行の要調査項目	
124	1,3,5-トリグリシジルイソシアヌラート										4,000	化審法届出				
125	トリクロサン及び塩素付加体									ダイオキシン類の前駆物質のうち代表的なもの。	不明					
126	1,2,3-トリクロロプロパン										2,000	化審法届出				製造輸入量: ポリ(3~5)クロロプロパンとして
127	トリシクラゾール										214	農薬要覧				
128	トリフルラリン										362	農薬要覧				
133	2,2,2 - ニトリロ三酢酸のナトリウム塩										5,000	化審法届出				製造輸入量: ニトリロ三酢酸アルカリ塩(Na, K)として
134	ニトロソアミン類									ゴム製品等の製造過程で副生するN-ニトロソジメチルアミンは広範囲で検出事例がある	不明				EPA水質クリテリア:ジブチルアミン、ジエチルアミン、ジメチルアミン、ピロリジン、ジメチルアミン、ジnプロピルアミン、ジフェニルアミン	
135	ニトロトルエン類										2,000	化審法届出				製造輸入量: o - ニトロトルエンとして
136	ニトロベンゼン									水環境中での検出率が50%以上のデータがあるものうち、ここ十数年で測定されたもの、あるいは現在でも曝露のおそれが高い	< 1,000	化審法届出				
137	ニトロメタン										1,000	化審法届出				
139	バナジウム及びその化合物										2,000	化審法届出				製造輸入量: 五酸化バナジウムとして
140	バリウム及びその化合物										30,000	鉱物資源				製造輸入量: 国内需要量(金属換算)として
142	ヒドラジン										10,000	化審法届出				
146	ピペラジン-1,4-ビス(カルボジチオ酸)ジカリウム										7,000	化審法届出				
147	ピラクロニル										120	農薬要覧				
148	ピラゾレート										279	農薬要覧				
150	ピロカテコール(別名:カテコール)										3,000	化審法届出				
151	フェリムゾン										245	農薬要覧				
152	フェントラザミド										126	農薬要覧				
153	フサライド										234	農薬要覧				
154	ブタクロール									水稲用除草剤であり、農薬残留対策総合調査等における検出頻度が高い	222	農薬要覧				
155	1,3-ブタジエン										100万	化審法届出				
156	フタル酸エステル類										90,000	化審法届出				製造輸入量: フタル酸n-アルキル(C ₂ ~20)として 水道: ジ-n-ブチル、ブチルベンジル 化管法: 第1種(-ジアリル、-ノルマル-ブチル=ベンジル、-ジエチル、-ジ-ノルマル-ブチル)、第2種(-ジシクロヘキシル) EPA: ジメチル等
157	2-ブタンジオキシム									水環境中での検出率が50%以上のデータがあるものうち、ここ十数年で測定されたもの、あるいは現在でも曝露のおそれが高い	5,000	化審法届出				製造輸入量: メチルアルキル(C ₂ ~4)ケトオキシムとして
158	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド										7,000	化審法届出				製造輸入量: t-アルキル(C ₄ ~8)ヒドロペルオキシドとして
163	ブプロフェジン										341	農薬要覧				
164	フルトラニル									残留性が比較的高い。農薬残留対策総合調査における検出頻度が高い	163	農薬要覧				
165	プレチラクロール										195	農薬要覧				
166	プロシミドン									水道の浄水からの検出事例がある	341	農薬要覧				
167	プロパン-1,2-ジオール										90,000	化審法届出				製造輸入量: プロパンジオールとして
168	プロベナゾール										1,526	農薬要覧				
169	プロモブチド										585	農薬要覧				
170	プロモプロパン類										5,000	化審法届出				製造輸入量: 1-プロムプロパンとして
172	ヘキサプロモシクロデカン										3,000	化審法届出				製造輸入量: 1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロデカンとして

要調査項目番号	項目名	法規制等への該当状況								初期リスク評価書の評価	製造・輸入量等		水環境中での検出	参考		備考
		水道	化審法	化管法	WHO	EPA水質クライテリア	EU水質基準	EU高懸念物質	専門家判断		専門家判断理由	製造・輸入量等(t/年)		出典	現行の要調査項目	
173	n-ヘキサン										10万	化審法届出				製造輸入量:優先評価化学物質の数値を引用
174	ベノミル									水道の原水からの検出事例がある	< 100	農薬要覧				
175	ペルフルオロオクタン酸及びその塩(別名:PFOA)									PFOSの類似物質であるため。	不明	化審法届出				製造輸入量:フルオロアルキル(C=2~10)カルボン酸、アンモニウム=ペルフルオロオクタノアート(別名パーフルオロオクタン酸アンモニウム塩)が秘匿
176	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩(別名:PFOS)									化審法の第一種特定化学物質に指定されたものの3用途について例外的に使用が認められており、公共水域中における残留性が高いため	< 100	化審法届出(H20)				
177	ベンゾトリクロライド										4,000	化審法届出				
178	ベンゾビスクロロン										116	農薬要覧				
179	ベンゾ[a]ピレン									多環系芳香族炭化水素類は、非意図的生成物であり生産量等の統計がない。発がん物質として注視覚する必要があることから、代表的な物質として、ベンゾ[a]ピレンを追加	不明					
180	ベンタクロロベンゼン									水環境中での検出率が50%以上のデータがあるものうち、ここ数十年で測定されたもの、あるいは現在でも曝露のおそれが高い	不明					
181	ベンタゾン										771	農薬要覧				
182	ベンディメタリン									水道の浄水からの検出事例がある	170	農薬要覧				
183	ポリ塩化ナフタレン									水環境中での検出率が50%以上のデータがあるものうち、ここ数十年で測定されたもの、あるいは現在でも曝露のおそれが高い	不明					
187	ポリカーバメート	()								漁網防汚剤での使用がある。また、ジラム等との合算評価対象	115	農薬要覧				
188	ポリ臭素化ジフェニルエーテル類(臭素数が4から10)									高蓄積性であり、環境中で光分解されて毒性の強い物質に変化するおそれあり	不明					製造輸入量:デカプロモジフェニルエーテルとして
189	ホルムアミド										1,000	化審法届出				
190	マラチオン(別名:マラソン)										151	農薬要覧				
191	マンゼブ	()								ジラム等との合算評価対象	2,729	農薬要覧				
192	マンネブ	()								ジラム等との合算評価対象	398	農薬要覧				
193	メタクリル酸										70,000	化審法届出				
194	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル										5,000	化審法届出				製造輸入量:メタクリル酸グリシジル
196	メタノール										200万	化審法届出				
197	メチルアミン										3,000	化審法届出				
201	N-メチル-2-ピロリドン										20,000	化審法届出				製造輸入量:N-アルキル(C1,2)-2-ピロリドンとして
202	メトミノストロピン										140	農薬要覧				

要調査 項目 番号	項目名	法規制等への該当状況								初期リス ク評価書 の評価	製造・輸入量等		水環 境中 での 検出	参考		備考
		水道	化審 法	化管 法	WHO	EPA水 質クライ テリア	EU 水質 基準	EU高 懸念 物質	専門家 判断		専門家判断理由	製造・輸入量等 (t/年)		出典	現行の 要調査 項目	
203	メラミン(別名:2,4,5-トリアミノ-1,3,5-トリアジン)									水環境中での検出率が50%以上のデータがあるものうち、ここ数十年で測定されたもの、あるいは現在でも曝露のおそれが高い	60,000	化審法届出				
204	モノエタノールアミン										20,000	化審法届出				
205	モリネート									河川への流出率が高く、比較的残留性が高い。水道原水の検出事例があり農薬残留対策総合調査等における検出頻度が高い	< 100	農薬要覧				
208	リン酸エステル類										7,000	化審法届出			製造輸入量:トリフェニル(又は モノメチルフェニル,ジメチルフェニル,ニルフェニル)ホスフェートとして EU高懸念物質:トリス(2-クロロエチル)	